令和８年度

小島小学校父母と教師の会
会則・細則

小島小学校父母と教師の会
会長　　山﨑　祐嗣

〒850-0822

長崎市愛宕１丁目４番１６号

電話　(095)824-0321

小島小学校父母と教師の会会則

第１章　　総　則

（名　称）

第１条　本会は、小島小学校父母と教師の会と称しその事務局を小島小学校内に置く。

（組　織）

第２条　本会は、小島小学校に在学する児童の保護者及び教職員(以下「会員」という)をもって組織する。

第２章　目的・事業

（目　的）

第3条　本会は、会員が協力して小島小学校教育の振興と心身共に健全な児童の育成と会員の資質の向上を図ることを目的とする。

（事　業）

第４条　１．本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

（1）学校、家庭、地域社会との連絡・提携を密にし、教育的環境を整えること。

（2）会員相互の親睦をはかり、研修につとめ、教養を高めること。

（3）その他教育上必要なこと。

２．前項の事業を推進するため、別に細則で定めるところにより、専門部を置くことができる。

第３章　　役　　員

（役　員）

第５条　本会に次の役員を置く。

会　　長	1　名
副　会　長	4名以上
理　　事	若干名
副　理　事	若干名
評　議　員	若干名
監　　査	2　名

（選　出）

第６条　役員の選出は、次の方法による。

１．会長・副会長及び監査は旧理事会において協議し、準備委員会を設けて推薦し新旧理事会において選出して、総会の承認を受ける。

２．理事は各学年毎に委員の互選によって１名選出する。

副理事は各学年の委員の互選によって父母より１名選出する。

各学年の理事・副理事は学級担当委員を兼任する。

教師側理事は各学年代表者１名をあてる。

3. 評議員の選出は次の通りとする。
（1）各学級担当委員は学級毎に3名選出し、専門部委員を兼任する。
（2）専門部委員は各学級より選ばれた専門部員をあてる。
（3）教師側委員は各学年より 1 名あてる。
4. 専門部の部長・副部長は理事及び副理事となり各部の専門部担当教師 1 名も理事となる。

（任　期）
第 7 条　1. 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
2. 監査を除く会長・副会長・庶務・会計の役を2年以上務めた場合、在学する兄弟姉妹の有無を問わずその後の役を全て免除する。

（職　務）
第 8 条　1. 会長は会務を総理し、本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
3. 理事は会務の執行にあたる他、当該学年、専門部の各種会合を主催する。
4. 副理事は理事の代行をする。
5. 評議員は学級、専門部、の目的推進にあたる。
6. 監査は会計を監査する。
7. 庶務・会計は理事会の一員として会計、事務に従事する。

（顧　問）
第 9 条　学校長は本会の顧問としてすべての会合に出席して意見を述べ、会務の執行及び活動について助言・指導を行うことができる。

第 4 章　総　会

（総　　会）
第 10 条　総会は通常総会及び臨時総会とする。

（召　　集）
第 11 条　総会は会長が招集する。

（通常総会）
第 12 条　通常総会は理事会の議決により学年度始めにおいて召集しなければならない。

（臨時総会）
第 13 条　臨時総会は会長が必要と認めたとき、評議員会の議決により、又は会員の半数以上から開催の要望があった時召集することができる。

（総会の議決事項）
第 14 条　1. 会則の改廃
2. 毎事業年度の収支予算
3. 会費の賦課及び徴収の方法

4. 決算報告及び事業報告の承認
5. 役員選任の承認
6. その他重要事項

（総会の議決）
第 15 条　総会は出席会員をもって成立し、その議事は、出席会員の過半数で決する。ただし、前条第 1 号についてはこの 3 分の 2 以上の多数による議決を経なければならない。

第 5 章　評議員会及び理事会

（評議員会）
第 16 条　1. 評議員会は第 5 条の定める役員をもって構成し、会長が招集する。
2. 評議員会は評議員の半数以上から開催の要望があった時、又は理事会が必要と認めたとき召集することができる。

（評議員会の議決事項）
第 17 条　1. 臨時総会の招集
2. 細則の制定及び改廃
3. 総会に提出する議案
4. 学年、学級運営上の必要な事項

（評議員会の議事）
第 18 条　評議員会は出席評議員をもって成立し、その議事は出席評議員の過半数で決する。

（理事会）
第 19 条　理事は会長、副会長、理事、副理事をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

（理事会の議決事項）
第 20 条　1. 評議員会の招集並びに総会及び評議員会に提出する議案
2. 評議員会の議決に基づく執行業務
3. 会務執行に関し、理事会において緊急と認めた事項
4. その他、会務運営上必要な事項

（理事会の議事）
第21条　理事会は構成員の半数をもって成立し、その議事は出席議員の過半数で決する。

第6章　会　計

（経　　費）
第22条　本会の経費は会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

（会　　費）

第23条　1. 会員は、会費を納入する。

2. 前項の会費は、一括又は必要に応じて分割払いをすることができる。

（会計年度）

第24条　本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章　雑　則

（専門委員会）

第25条　会務の目的遂行上必要があるとき、会長は理事会の決議を経て専門委員会を置くことができる。

（細　則）

第26条　この会則に定めるものの他、この会則の施行に関し必要な事項は会長が評議員会の議決を経て細則で定める。

第 8 章　個人情報

（個人情報取り扱い）

第27条　本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

付　　則

この会則は昭和 39 年4月1日から施行する。

（昭和 51 年 4 月 27 日一部改定）
（昭和 53 年 5 月 18 日一部改定）
（昭和 60 年 5 月 11 日一部改定）
（昭和 61 年 2 月 15 日一部改定）
（昭和 62 年 5 月 14 日一部改定）
（平成 9 年 11 月 20 日一部改定）
（平成 12 年 2 月 23 日一部改定）
（平成 14 年 4 月 24 日一部改定）
（平成 21 年 1 月 25 日一部改定）
（平成 24 年 1 月 29 日一部改定）
（平成 25 年 4 月 26 日一部改定）
（平成 28 年 4 月 28 日一部改定）
（平成 30 年 4 月 25 日一部改定）
（平成 31 年 4 月 24 日一部改定）
（令和 3 年 3 月 8 日一部新設）
（令和 5 年 4 月 12 日一部改定）
（令和 5 年 11 月 1 日一部改定）
（令和 7 年 9 月 2 日一部改定）